

自治体名	木曾川水系河川整備計画原案(案)			頂いたご意見に対する考え方	記載箇所
	該当頁	区分	頂いたご意見		
愛知県	3-23	実施項目	今回の計画では既設として扱う徳山ダムに確保されていない長良川の不特定容量を連絡導水路で導水することは計画上想定していないため、「1/10規模の洪水時に20m ³ /s」の記載を削除し、また、最終目的が成戸40m ³ /sであり、本文でも「一部は長良川を経由して」との記載があることから、最終文末の「確保する。」を「確保できる。」に修正していただきたい。 【理由】 木曾川水系連絡導水路は、異常洪水時において木曾川成戸地点40m ³ /sの確保が目的であり、経済的な理由から一部の水を長良川経由で導水している。 一例として平成6年流況にて計算した結果、長良川忠節橋地点において1/10規模洪水の20m ³ /sと異常洪水時の11m ³ /sを確保しただけであり、木曾川成戸地点の40m ³ /sは確保するが、長良川忠節橋地点では基準水量を確保できない場合もある。	現在の記載のままとします。 【理由】 上流分割ルートによる効果の一つとして長良川中流部の環境改善について説明しています。 また、忠節地点の正常流量まで確保するものではありません。	第3章第1第2項 2(1) 木曾川水系連絡導水路の建設 (P3-)
	3-22,23	実施項目	「1.河川水の適正な利用」の(3)適正な水利権許認可の内容を以下のとおり修正されたい。 「許可水利権については、水利権の更新時に、水道用水は使用水量の実態や給水人口の動向を踏まえて、また、農業用水は多面的機能に配慮しつつ、受益面積、営農形態等の変化を踏まえて、水利権の見直しを適正に行うとともに、慣行水利権の許可水利権化を進める。」 また、「2流水の正常な機能の維持」の「(2)水利利用の合理化について」を全文削除されたい。 【理由】 「1河川水の適正な利用」において水利権の許認可の適正化が述べられており、記述として十分である。 「2流水の正常な機能の維持」と既得用水の水利権の見直しは別次元で論じられるべき事項であり、既得用水の合理化で正常流量を回復させるかのような誤解を生じる危険性のある「(2)水利利用の合理化」は記述として極めて不適切である。また、「1河川水の適正な利用」の「(3)適正な水利権許認可」と内容の重複もあるため全文削除されたい。	現在の記載のままとします。 【理由】 「1.河川水の適正な利用」の(3)適正な水利権許認可については、原文においても特に支障がないと考えています。 「2流水の正常な機能の維持」の「(2)水利利用の合理化について」水利利用の合理化等により、自然流量の増加につながり、維持流量の回復に資するものであります。流域委員会やふれあい懇談会の意見も踏まえ、記載をしておりますので、項目の削除は行いません。なお、一部修正をおこなっております。 また、「1.河川水の適正な利用」と「2流水の正常な機能の維持」では、それぞれ目的が違いため重複はしていません。なお、一部修正をおこなっております。	第3章第1第2項 2(2) 水利利用の合理化 (P3-)
	3-24	実施項目	「広域的な視点から」の広域的とはどのような範囲なのか教えていただきたい。	現状において、木曾川水系の受益を受ける範囲を想定していますが、特に範囲を特定するものではありません。	第3章第1第2項 4 発電減水区分及び都市河川対策 (P3-)
	3-45	実施項目	「確保流量」の定義が分かるよう補足するか、修正してください。 【理由】 「確保流量」が本頁で唐突に出てきており、どのような流量なのか分からないため。	以下のとおり修正します。 「確保流量」 「維持流量を回復するための段階的目標値である確保流量」	第3章第2第2項 1(2) 洪水時及び異常洪水時の対応 (P3-)
	3-29	実施事項	新たな拠点施設の整備について、今後、地域のニーズの把握に努めつつ、関係機関と連携しながら検討していくことですが、国がリーダーシップを取り積極的な推進をお願いします。	新たな拠点施設の整備については、今後、地域のニーズの把握に努めつつ、関係機関と連携しながら検討してまいります。	第3章第1第3項 2(1) 水辺のふれあい拠点の整備 (P3-)
愛知県 犬山市	3-9	実施事項	犬山市大字栗栖地区においての堤防強化について、犬山栗栖園地、木曾川景観に配慮し、早期の整備をお願いします。	ご意見については、上下流バランスを考慮するとともに、風土や景観、親水、動植物の生息環境に配慮するなど、総合的な視点で推進してまいります。	第3章 河川の整備の実施に関する事項 (P3-)
		実施事項	尾張大橋の改築については、当面必要ないと回答がありますが、当該箇所は高潮対策区間（JR橋まで）であると以前からお聞きしております。流下能力はあるとのことですが、高潮対策は行う必要がないのでしょうか？住民の関心の高い箇所でありますので、ご検討願います。	尾張大橋は、桁下高が計画高水位以下ですが、河川整備計画で目標とする流量が流下可能であるため、原案(案)へは反映していません。ただし、桁下高さは不足している状況ですので、改築について道路管理者と調整していきます。ご理解願います。	
岐阜県	3-7	実施事項	長良川の遊水地等の整備について現時点では遊水地計画が具体的に提示されていないこと、計画が県管理区間（大臣管理区間外）であることから地元（岐阜市、関市、美濃市）に、遊水地計画の候補地、遊水地の規模等を示して、意見を伺うとともに、実現性について議論されたい。 【補足】 木曾川水系河川整備基本方針において、洪水調節については整備計画において十分議論すべきものと指摘もことから、遊水地計画についても十分議論すべきと考える。 その議論をするためには、具体的な場所、規模等がわからない限り判断できない。また、遊水地整備に伴い、家屋移転、農地など、大規模な用地買収が予測される。 このため、地域の協力を得る必要がある。	整備にあたっては、当該地域の開発状況と遊水地計画を総合的に検討し、地域の振興に資するよう、岐阜県をはじめとする関係機関と十分な協議・連携を図るとともに、既往の洪水に対する当該地域の浸水対策を併せて検討することとしています。 今回、整備計画に位置付けることで、遊水地及びこれと併せた地域の治水整備等のより具体的な調査・検討が可能となり、それらの成果をもとに地元関係機関との意見交換・検討を進める中で協議を進めてまいります。	第3章第1第1項 1(3) 遊水地等の整備 (P3-)
岐阜県 岐阜市	3-7	実施項目	洪水調節機能を強化する遊水地整備の実施について、直轄管理区間を延伸し、国の責務として進めていただくようお願いいたします。	遊水地の整備は、事業主体を含めて岐阜県と協議することとしており、これと一体として管理を行う必要がある河川区間についても同様です。	
岐阜県 中津川市		その他	木曾川整備計画がこのよう形として作成されることは、流域の住民の生命、財産を守る上からも大変有意義なことです。これまでの意見聴取の中でも述べてきましたが、中津川市は岐阜県でも木曾川の最上流部にあたり過去には「四ツ目川大災害」といった災害を経験し砂防事業といった形で国、県からも協力をいただき整備しています。 是非、上流、下流一体となった河川整備計画を今後とも進めていただきいただき流域の保水や流下能力、水質の向上など1本の河川としてご計画ください。	整備計画の対象区間については、「指定区間街区間（大臣管理区間）」並びに本計画の目標の達成に必要な施策を講じる必要がある指定区間及び流域」としてあります。上下流一体となった河川整備については、土砂流出防備の観点から森林の保全について「現状と課題」に記載しております。	第2章 第1節 整備計画対象区間 (P2-1) 第1章第2節 第4項 河川維持管理の現状と課題 (P1-26)
岐阜県 笠松町	附図 (環境) 木曾川	その他	40K県道木曾川橋右岸の「利・児童公園」を「利・四季の里広場」に訂正してください。 なお、児童遊園地（堤内）については、平成18年3月に占用を廃止、直轄による「帰宅困難者支援センター」として非常に時に利用されるスペースとなっております。	ご意見を踏まえ、修正しました。	
岐阜県 海津市	3-18	実施事項	関係機関と連携・調整し、必要に応じて内水対策を実施するところがあるが、具体的に排水機場の運転開始水位の変更等も含まれるのか。	第3章第1第1項の3内水対策については、排水機場等の整備内容を記載しているもので、ご意見については、第3章第2第1項の9(1)洪水時等の管理に、「出水時における排水機場の運転については、（中略）排水機場の運転調整ルールを施設管理者、地方公共団体等と協議し、策定するとともに、策定した運転調整ルールを的確に運用し、被害の軽減に努める。」と記載しております。	第3章第2第1項 9(1) 洪水時等の管理 (P3-)
	3-3	実施事項	海津市平田町野寺28.6k~28.9k付近 海津市平田町勝賀29.3付近 削除 【理由】 平田リバーサイドプラザ公園内で、伐開不要	水位低下対策として樹木伐採を行う計画ですが、実施にあたっては現地状況を良く確認するとともに、公園占有者と調整しながら行う考えです。	第3章第1第1項 1(1) 河道掘削・樹木伐開 (P3-)

自治体名	木曾川水系河川整備計画原案(案)			頂いたご意見に対する考え方	記載箇所				
	該当頁	区分	頂いたご意見						
岐阜県 海津市	3-12	実施事項	海津市海津町帆引新田 万寿新田 海津市南濃町田鶴 田鶴～太田 海津市南濃町太田 太田～安江 海津市南濃町上野河戸～山崎～上野河戸	ご意見を踏まえ、修正します。	第3章第1節第1項 2(1)洪水の通常的作用に対する安全性の強化 (P3-)				
	3-13	実施事項	海津市海津町金廻 油島～金廻 海津市海津町帆引新田～安田 七右衛門新田～ 海津市南濃町太田 太田～安江 海津市南濃町山崎 安江～山崎	ご意見を踏まえ、修正します。	第3章第1節第1項 2(1)洪水の通常的作用に対する安全性の強化 (P3-)				
	3-14	実施事項	海津市海津町帆引新田～安田 七右衛門新田～ 海津市南濃町山崎 安江～山崎	ご意見を踏まえ、修正します。	第3章第1節第1項 2(1)洪水の通常的作用に対する安全性の強化 (P3-)				
	3-15	実施事項	海津市南濃町山崎 山崎～上野河戸	ご意見を踏まえ、修正します。	第3章第1節第1項 2(1)洪水の通常的作用に対する安全性の強化 (P3-)				
	3-16	実施事項	海津市南濃町太田 安江	ご意見を踏まえ、修正します。	第3章第1節第1項 2(1)洪水の通常的作用に対する安全性の強化 (P3-)				
	3-20	実施事項	海津市海津町高須 福岡	ご意見を踏まえ、修正します。	第3章第1節第1項 4(1)防災関係施設の整備 (P3-)				
	3-28	実施事項	海津市海津町帆引新田～安田 七右衛門新田～ 海津市南濃町山崎 安江～山崎(25、32行)	ご意見を踏まえ、修正します。	第3章第1節第3項 1 河川環境の整備と保全 (P3-)				
	3-31	実施事項	海津市海津町油島 福江	ご意見を踏まえ、修正します。	第3章第1節第3項 2 川と人とのふれあいの増進 (P3-)				
	3-40	実施事項	海津市福岡 海津市海津町福岡	ご意見を踏まえ、修正します。	第3章第2節第1項 3 河道の維持 (P3-)				
		附図 (環境) 長良川		長良川12.8k～28.2k 利 運動場 削除 (占用廃止済み)	ご意見を踏まえ、修正します。				
			長良川28.2k～41.6k 野寺忠魂碑公園 川裏側 中島公園 川裏側 勝賀公園 川裏側	ご意見を踏まえ、修正します。					
	附図 (環境) 揖斐川		揖斐川12.8k～29.8k 利 南濃町運動場 削除 (占用廃止済み)	ご意見を踏まえ、修正します。					
三重県	1-24	現状と課題	1-24の表-1.2.6の下部に注釈として下記を記入されたい。 徳山ダム洪水対策容量の木曾三川への補給量内訳 ・木曾川・・・40,000千m3 ・揖斐川、長良川・・・13,000千m3 (理由) 前回は意見を提出させていただきましたが、本県には地元桑名市から、徳山ダムに洪水対策容量が確保されても、長良川の中流域は流況改善が図られるが、河口堰上流域の改善は期待できないとする声が寄せられています。 徳山ダム洪水対策容量のうち、13,000千m3に係る費用負担は、揖斐川、長良川の県別取水量費で行われており、本県も負担をしていることから、桑名市の懸念を払拭するためにも、木曾三川それぞれの補給量を明記されたい。	ご意見に対しては、3-23～24「3 洪水時及び洪水対策」に以下を追記します。 「なお、徳山ダムの洪水対策容量の運用に当たっては、異常洪水時において長良川下流部や根尾川等の支川で河川環境が著しく悪化した場合等、状況に応じてそれら河川へも緊急水を補給し、河川環境の改善を図る。」	第3章第1節第2項 3 洪水時及び異常洪水対策 (P3-)				
	3-23	実施事項	洪水対策容量53,000千m3のうち、13,000千m3は揖斐川及び長良川へ、40,000千m3は、一部は長良川を経由して木曾川及び長良川へ導水することにより・・・ 下線追記修正 (理由) 13,000千m3については、本県も長良川分として費用負担を負っていることから、明確に記述していただきたい。	ご意見に対しては、3-23～24「3 洪水時及び洪水対策」に以下を追記します。 「なお、徳山ダムの洪水対策容量の運用に当たっては、異常洪水時において長良川下流部や根尾川等の支川で河川環境が著しく悪化した場合等、状況に応じてそれら河川へも緊急水を補給し、河川環境の改善を図る。」	第3章第1節第2項 3 洪水時及び異常洪水対策 (P3-)				
	2-5	整備目標	『洪水、高潮等による災害の発生防止又は軽減に関する目標』において、未整備区間の対応方針を記述されたい。 「～までの区間を高潮区間とし、満潮時に伊勢湾台風が再来した場合に高潮による災害の発生を防止することを目標とする。」 「～までの区間の高潮区間においては、満潮時に伊勢湾台風が再来した場合に高潮による災害の発生を防止することを目標とし、未整備区間については、背後地の状況や高潮堤防機能の連続性を考慮し、関係機関と連携・調整しながら、必要に応じ整備の検討を行う。」 また、木曾川については河口部となっているが、長良川、揖斐川は河口と表記されている。使い分けているなら基準を教えてください。誤記であれば統一されたい。	現在の記載のままとします。 目標の記載については、対象とする区間と洪水規模を記載することとしています。尚頂いた意見の中の「背後地の状況」の言葉については第3章第1節第1項2(2)高潮に対する安全性の強化の中に入れます。なお、高潮堤防の整備については、海岸堤防との連続性を考慮し・・・ なお、高潮堤防の整備については、背後地の状況や海岸堤防との連続性を考慮し・・・とします。 尚河口部の表現については、河口として統一します。	第2章第3節 第1項 洪水、高潮等による災害の発生防止又は軽減に関する目標 (P3-)				
	3-30	実施項目	木曾川の拠点のネットワーク化において、河口部左岸の構想について追記されたい。 (『昭和63年度国営木曾三川公園河口地区基本計画』の河口地区施設構成図において、木曾川河口部左岸のネットワークが記載されている。) <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; padding: 2px;">左岸 -2k～22.8k 木曾岬町新輪 ～ 稲沢市神明津</td> <td style="width: 50%; padding: 2px;">サイクリングロード 遊歩道 舟運のための舟 着場</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="padding: 2px;">ネットワーク構想を関係 機関と連携して策定し、 整備を実施</td> </tr> </table>	左岸 -2k～22.8k 木曾岬町新輪 ～ 稲沢市神明津	サイクリングロード 遊歩道 舟運のための舟 着場	ネットワーク構想を関係 機関と連携して策定し、 整備を実施		木曾三川公園基本計画は、現在見直し作業中であり、今後関係機関と連携し、川と人とのふれあいの増進を図るため、引き続き、地域のニーズの把握に努めつつ、水辺のふれあい拠点や河川利用施設等を結ぶネットワーク構想を関係機関と連携して策定し、遊歩道等の整備を行ってまいります。よって現時点での原案へは反映されていません。ご理解願います。	第3章第1節第3項 2(1)水辺のふれあい拠点の整備 (P3-)
	左岸 -2k～22.8k 木曾岬町新輪 ～ 稲沢市神明津	サイクリングロード 遊歩道 舟運のための舟 着場							
ネットワーク構想を関係 機関と連携して策定し、 整備を実施									
	附図 (環境)	木曾川の拠点のネットワーク化において、河口部左岸の構想について追記されたい。	木曾三川公園基本計画は、現在見直し作業中であり、今後関係機関と連携し、川と人とのふれあいの増進を図るため、引き続き、地域のニーズの把握に努めつつ、水辺のふれあい拠点や河川利用施設等を結ぶネットワーク構想を関係機関と連携して策定し、遊歩道等の整備を行ってまいります。よって現時点での原案へは反映されていません。ご理解願います。						
3-36	実施項目	表3.2.2 維持管理(主な管理施設)に係る施工の場所の表において、樋門樋管、陸間において『他 箇所』となっている。詳細について提示されたい。 また、現在調整中の箇所について原案(案)、附図で記載が確認できないが、整備されると理解してよいか。(揖斐川右岸の流石川(8.5k)及び新田川(10.4k)の樋門整備)	ご指摘頂きました表には、下流管内の施設を掲載してありませんでしたが、これまでの調査等で把握している維持補修の必要性の高い3施設(揖斐川の河原崎排水ひ管、津屋川排水機ひ管、多度川の香取北ひ管)について、表へ追加計上を行いました。 後段に関してですが、現在、揖斐川右岸8.5k付近の深谷水門及び同10.4k付近の前川ひ管の改築工事を鋭意実施してい	第3章第2節第1項 2 樋門・樋管、排水機場等の維持管理 (P3-)					